

さ情審査答申第 13 号  
平成15年11月21日

さいたま市長 相川 宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小池 保夫

### 答 申 書

平成15年3月6日付けで貴職から受けた、「三室南宿地区区画整理組合設立発起人届及び附属図面（予定区域等）を含む」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第7条第2号の規定により、一部公開決定とした決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成15年2月4日付けさ開区収第431号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 地域住民は、区画整理組合設立発起人届（以下「組合設立発起人届」という。）の有無を知る権利がある。組合設立発起人届は、届出人の氏名により形成されるもので、届出人を抹消したものは、単なる組合設立発起人届出用紙の公開に過ぎない。
- (2) 実施機関は、過去に三室宿地区の組合設立発起人届を閲覧させたことがある。
- (3) 本件処分の理由について、「条例第7条第2号に該当」、「特定の個人

が識別される個人に関する情報であるため。」ということで、届出人が抹消されているが、三室南宿地区の発起人の氏名は、既に平成14年10月に開催されたまちづくり説明会（南宿区画整理を進める世話人会主催）の席上で公表されている。また、条例第7条第2号アに該当する公にすることが予定されている情報であり、個人の権利、利益を害するものではない。

- (4) 実施機関が特定した行政情報とは別に組合設立発起人届があるはずである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。）第75条で、土地区画整理組合を設立しようとする者は市町村長に対し、土地区画整理事業の施行の準備のために、土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができると規定されている。組合設立発起人届は、同条の規定に基づき、提出された届出である。
- 2 非公開とした組合設立発起人届の氏名、住所及び印影は、特定の個人が識別される個人に関する情報であり、条例第7条第2号の規定に該当するものである。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 行政情報の特定について

異議申立人の情報公開請求の対象は、行政情報公開請求書によると、「三室南宿地区区画整理組合設立発起人届及び附属図面（予定区域等）を含む」とある。これに対し、実施機関が特定した行政情報は、「組合設立発起人届及び技術的援助申請について」という文書(以下「本件文書」という。)であり、その表題のある1枚目は、さいたま市三室南宿土地区画整理組合設立発起人代表がさいたま市長にあてた形式を取り、本文中に「下記の組合設立発起人・・・」とあり、記として各発起人が住所、氏名を書き、押印しているものである。2枚目は、発起人の住所、氏名、押印が続いているもので、その後には仮同意書19枚と予定区域図面が添付されているものである。なお、仮同意書及び予定区域図は1枚目の本文に引用されており、形式的にもそれらは一体の文書と理解できる。

1枚目の「組合設立発起人届及び技術的援助申請について」と題する書面は、「・・・について」となっており、書面の性格があいまいになってい

るが、本文は「・・・土地区画整理法第75条の規定により技術的援助申請をいたします。」と結んであり、「発起人として届出る」という趣旨の直接的表現はない。そこで、この書面が技術的援助申請であって、公開請求した組合設立発起人届ではないとの異議申立人の主張も首肯できる面がある。しかし、本文中に「下記の組合設立発起人の仮同意書を添えて、・・・」とあるところから下に名前を連ねている者が発起人であることが了解でき、そのことと表題に「組合設立発起人届及び・・・」とあることを併せ考えると、組合設立発起人届としての性格も併せもっていることを理解することが可能である。

したがって、異議申立人の前記行政情報公開請求書に対応して実施機関が「組合設立発起人届及び技術的援助申請について」という文書を公開請求の対象となっている行政情報として特定したことは、妥当と考えられる。

また、異議申立人は本件文書とは別に「組合設立発起人届」があるはずであると主張するが、実施機関によれば、本件文書とは別に組合設立発起人届はないとのことであり、上記のとおり本件文書が組合設立発起人届を兼ねていると認められるから、本件文書とは別に組合設立発起人届があるとは認められない。

## 2 公開しない理由について

本件文書中の発起人の住所、氏名及び印影が条例第7条第2号にいう個人の識別情報にあたることは明らかである。異議申立人は、実施機関の非公開の判断が仮同意書を添付した技術的援助申請として個人の識別情報にあたるから非公開とされたと理解していると受け取れる主張もしているが、本件では組合設立発起人届としても住所、氏名及び印影それ自体が個人の識別情報と判断されており、その判断が妥当であるから、異議申立人の主張はあたらない。

そこで、発起人の住所、氏名及び印影を公開すべきかどうかは、同号ただし書きに該当するかどうかによることになる。この点、異議申立人は発起人の氏名は既に発起人の説明会の席上で公表されているし、また公にすることが予定されているから同号ただし書きアに該当すると主張するので判断する。

同号ただし書きアでは「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としているところ、まず本件におけるような発起人の氏名を公表する旨を定めた法令等の規定は、手続のどの段階でも、すなわち現段階はもとより今後区画整理手続が進んだ段階でも存在しない。

次に、発起人の説明会の席上公表されていることが「慣行により公にさ

れ」にあたるか問題となるが、ここにいう「公にされ」とは何人でも知りうる状態に置かれているということであり、発起人の氏名を何人でも知りうる状態に置くという慣行の存在は認められないし、発起人の説明会の席上で公表されても何人でも知りうる状態に置かれたとはいえないから、発起人の住所、氏名等の個人情報「慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている」とは認められないと考えられる。

### 3 その他の論点について

(1) 異議申立人は、過去に三室宿土地区画整理組合設立発起人届が閲覧できたことがあると主張し、実施機関もそのことは認めている。その発起人届閲覧の経緯は、その区画整理組合設立に対し賛成、反対をめぐって地域住民の中で数年間に亘る紛争があり、合併前の浦和市の区画整理課も間に入って、何度も話し合いがもたれてきていた中で、その紛争に終止符を打つために、双方が解散するという方向で調整する過程で、上記区画整理課が関係者に対し情報提供する趣旨で閲覧させたというものである。したがって、情報公開条例による情報公開とは事案を異にし、本件における上記判断を左右するものではないと考える。

(2) 異議申立人は、組合設立発起人届から住所、氏名が消されては、届出用紙であって、組合設立発起人届としての効力は失われていると主張する。条例第8条は、「実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。本件では実施機関は、本件文書中から発起人の住所、氏名及び押印等を個人の識別情報として黒く塗りつぶし（これが適法であることは、前記のとおりである）、その他の部分を公開しているが、異議申立人はその他の部分でも本件文書が提出されていること、日付等の情報を得ることができ、それらが有意でないということはないから、実施機関の処置は妥当というべきである。

4 よって、本件異議申立ては、理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成15年 3月 6日	諮問の受理
②	同 年 3月26日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 4月24日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 5月22日	審議
⑤	同 年 9月18日	異議申立人及び実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 10月16日	審議
⑦	同 年 11月13日	審議

### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	鈴 木 久 義	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)